

## JOMF 派遣医師便り (2013. 12)

### ◆シンガポール◆

### 臓器移植に関して

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

今年の7月、日本人の1歳半のお子さんが不慮の事故で脳死となり、臓器が移植に提供されました。シンガポールでは最も年齢の若い臓器提供者となりました。それまでは、3歳が最も若い臓器提供者だったそうです。また、2004年から毎年、1例から2例の外国人による臓器提供があるそうですが、日本人からはこれが最初の例だということです。

以前(2007年2月の記事を御参照ください)にお伝えしましたように、シンガポールにはHOTA(Human Organ Transplant Act)という法律があります。これは、死因に関わらず、臓器移植の目的で腎臓、肝臓、心臓、角膜を遺体から除去してよいとする法律です。2009年11月1日からこの適応が21歳以上の全てのシンガポール国民と永住権を持つ、精神的な障害のない方になっています。それ以前は60歳が年齢の上限でしたが、この時、この上限がなくなりました。結果、国民、永住権保持者は自動的に潜在的な臓器提供者となるということになりました。

また、これに先立ち、宗教上の理由で臓器提供者の対象となっていなかったイスラム教徒も2008年8月1日からこの法律が適応されることになっていました。(2007年9月の記事をご覧ください)

ただ、個人的に、自身の臓器を提供することに対し反対であれば、国にそうした意思表示のアピールをすることにより、臓器を提供しないようにすることはできます。この場合、自身が、臓器提供を受けるような立場になった時には、臓器提供を受ける優先順位が低くなります。

HOTAは、国民、永住権取得者が対象ですが、自宅で亡くなられた場合には、適応されません。病院で亡くなられた場合のみが対象です。また、たまたま海外で亡くなられた場合にも適応にはなりません。ちなみに、臓器を提供にする相手を選んでおくことはできません。

また、METRA(Medical Therapy, Education and Research) Actという法律があり、18歳以上の人は、上記の4臓器以外の臓器を移植、教育、研究のために提供することができます。また、本人の死後、生前の本人の意思表示がなくても、家族が了承すれば、臓器を提供することは可能です。また、外国人でも意思表示をすれば提供することができます。外国人の場合も、生前に本人の意思が確認できていなくても、近親者が了承すれば臓器提供をすることは可能です。

もちろんシンガポールでも臓器売買は違法です。違反者には最高10万ドルまでの罰金、または10年以下の懲役のいずれかまたは両方が科せられます。

臓器移植に対する考え方は、日本と大きな違いがありますが、感情を超えた、現実的な対応と言えるのかもしれませんが。

○2007年2月の記事

[http://www.jomf.or.jp/include/disp\\_text.html?type=n100&file=2007020101](http://www.jomf.or.jp/include/disp_text.html?type=n100&file=2007020101)

2007年9月の記事

[http://www.jomf.or.jp/include/disp\\_text.html?type=n100&file=2007090101](http://www.jomf.or.jp/include/disp_text.html?type=n100&file=2007090101)

注：クリックしても開かない場合はURLをコピーして直接ブラウザに貼り付けてください。